

2019年分農業所得の申告について

農業所得申告は正確に!!

農業所得は、他の所得と合算して所得申告をしてください(自家消費のみで、出荷・販売していない場合は除きます)。

収支計算をする際には「農作物に係る販売代金」「各種補償金交付金」「耕作代」「農産物の家事消費」などの収入の計上漏れがないようにしてください。

収支計算する際の土地改良費は、賦課金が10アール当たり1万円以上の場合、賦課金に含まれている永久資産相当分が必要経費として認められません。賦課金が1万円以上の土地改良区等の控除額は右表のとおりです。収支計算をする際に、当該控除額を土地改良費の必要経費として計上してください。

なお、この表にない土地改良区等の賦課金は、10アール当たり1万円未満のため、支払った賦課金額を必要経費として計上してください。

《土地改良費控除額(10アール当たり)》

地域	名称	控除額
豊岡	中郷土地改良区	10,000円
	新田東部土地改良区	田 10,000円

記帳・帳簿等の保存制度

農業を含む事業所得、不動産所得、または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税および復興特別所得税の申告の必要がない方も含みます)は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。豊岡税務署に問い合わせてください。

《問合せ》豊岡税務署 ☎22-2144

軽自動車などの登録・廃車・名義変更の手続きは忘れずに

4月1日現在の所有者に1年分課税

車両を取得、廃車、譲渡した場合や転入、転出した場合は、申告手続きが必要です。

軽自動車税(種別割)は、納税義務者の申告に基づいて課税されます。登録内容に変更がある場合、申告手続きをしないと、所有していないのにいつまでも課税されるなど、トラブルの原因になります。軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年分課税されます(月割制度はありません)。申告していない方は、早急に手続きしてください。

※軽自動車税は、公道上の走行や使用の有無に関らず、所有していることで課税対象となります。

※乗用装置を備え付けている、最高速度35km/h未満の農耕用トラクター、コンバイン、田植え機、薬剤散布車等は、小型特殊自動車として登録が必要です。

て登録が必要です。

※登録時と異なる車両に、ナンバープレートをつけ替えることはできません。

※盗難に遭った場合は、警察への盗難届出に加えて廃車手続きが必要です。

環境性能割が創設されました!

2019年10月1日から自動車取得税(県税)が廃止され、新たに市町村税として、軽自動車税の環境性能割が創設されました。今までの軽自動車税は軽自動車税の種別割に名称が変更となります。

なお「種別割」は、引き続き定置場のある市町村が課税を行います。環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収を行います。

詳しくは、問い合わせてください。

《車種別の申告先など》

申告受付・問合せ	
環境性能割	兵庫県中播磨県民センター 姫路県税事務所 ☎079-233-8260 http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk22/jidousyaminaosi.html
種別割	○原動機付自転車(排気量125cc以下) ○小型特殊自動車 税務課市民税係 ☎21-9045 または各振興局市民福祉課
	○3輪または4輪の軽自動車 (排気量660cc以下) 軽自動車検査協会兵庫事務所姫路支所 ☎050-3816-1848(コールセンター) http://www.keikenkyo.or.jp/
	○2輪の軽自動車(排気量125cc超250cc以下) ○2輪の小型自動車(排気量250cc超) 神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2067(コールセンター) http://www.tb.mlit.go.jp/kobe/

《問合せ》税務課 ☎21-9045

国民年金のお知らせ

会社等に就職する方

退職する方の届け出

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。就職や退職などに伴い必要な届け出を忘れると、将来受給する老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受け取れない場合がありますので、必ず届け出てください。

■学生から社会人になる方 (就職する20歳以上の方)

会社や官公庁などに就職すると、国民年金の種別が第1号被保険者から第2号被保険者に変わります。年金手帳またはマイナンバーカード等を持参の上、勤務先で手続きを行ってください。

年金手帳の基礎年金番号は、公的年金共通の番号で、転職や退職などで加入する年金制度が変わっても変わりません。今春、就職する20歳以上の方は、勤務先での手続きがスムーズにできるような年金手帳等を確認しておきましょう。

■退職など下表の場合は届出が必要

届出先は、市民課または各振興局市民福祉課です。

学生納付特例・納付猶予を受けていた方

保険料の学生納付特例や納付猶予を受けた期間は、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されませんが、年金額には算入されません。

これらの期間は10年以内であればさかのぼって納付すること(追納)ができます。就職し、生活にゆとりができたなら将来受け取る年金額を増やすために追納をお勧めします。ただし、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過年数に応じた加算額が上乗せされます。詳しくは、豊岡年金事務所にお問い合わせください。

産前産後期間の国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者が

《退職などに伴う届け出》

届け出が必要なとき	年金の種別	届け出に必要なもの
退職したとき(20歳以上60歳未満の厚生年金・共済年金加入者)	第2号被保険者 ↓ 第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 年金手帳 資格喪失証明書等(被用者年金制度の資格喪失日を証明できるもの) 等
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金・共済年金をやめたとき(または65歳に到達したとき)	第3号被保険者 ↓ 第1号被保険者	
厚生年金・共済年金加入者の被扶養配偶者本人の見込み年収額が130万円以上になるとき		

出産した際に、産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。

▼対象者 「国民年金第1号被保険者」で出産日が2019年2月1日以降の方

▼免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の保険料を免除

※多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の保険料を免除

▼届出時期 出産予定日の6カ月前から可能(出産後も届出可能)

▼届出先 市民課または各振興局市民福祉課

▼産前産後期間の取扱い 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。また、当該期間については、付加保険料を納付することが可能です。



豊岡年金事務所から

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

来所の際は、マイナンバーまたは基礎年金番号の分かるものと、身分証明を持参してください。代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもの他、委任状と代理者の本人確認できる身分証明が必要になります。

●2月8日(土)

午前9時30分～午後4時

●2月3日(月)、10日(月)、17日(月)、25日(火)

午前8時30分～午後7時

●一般的な年金相談

☎0570-051165

☎050で始まる電話の方

☎03-6700-1165

●来訪年金予約相談

☎0570-0514890

☎050で始まる電話の方

☎03-6631-7521

●日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/>

《問合せ》豊岡年金事務所

☎22-0948

市民課☎21-9015 または各振興局市民福祉課